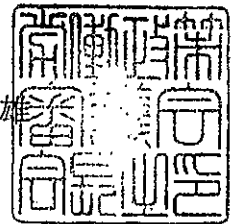


労 審 発 第 900 号  
平成 29 年 3 月 21 日

厚 生 労 働 大 臣  
塩 崎 恭 久 殿

労 働 政 策 審 議 会  
会 長 樋 口 美 雄



平成 29 年 3 月 21 日付け厚生労働省発基安 0321 第 1 号をもって諮問のあった  
「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」に  
ついては、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 29 年 3 月 21 日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会  
分科会長 土橋 律

「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則  
の一部を改正する省令案要綱」について

平成 29 年 3 月 21 日付け厚生労働省発基安 0321 第 1 号をもって労働政策審議  
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 29 年 3 月 21 日

労働政策審議会安全衛生分科会  
分科会長 土橋 律 殿

安全衛生分科会じん肺部会  
部会長 土橋 律

「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則  
の一部を改正する省令案要綱」について

平成 29 年 3 月 21 日付け厚生労働省発基安 0321 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

#### 記

厚生労働省案は、妥当と認める。